

松江市告示第 3 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年松江市条例第 396 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 4 日

松江市長 上 定 昭 仁

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
松江勤労者総合福祉センター	松江市乃白町薬師前 3 番地 3 株式会社さんびる	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで